

皆さん知っていますか？

いよいよ始まる

# マイナンバー 制度

総務部  
マイナンバー主幹  
☎ (32)6492

いよいよ10月から皆さんのお手元にも、  
マイナンバーが記載された通知カードが届きます。

「マイナンバーって何?」、  
「聞いたことはあるけどよく分からない」というあなたへ、  
制度や利用方法についてご紹介します。

## マイナンバー 制度って何？

マイナンバー制度は、行政が行う事務の効率化と社会保障サービスが正しく行き渡る環境づくりを進める仕組みです。住民票のある全ての方が12桁の番号（マイナンバー）を持つことで、国や市などにある個人情報結び付けやすくなります。

## マイナンバー制度 のメリット

国や市などの複数の行政機関がそれぞれ持つ個人情報をより正確で迅速に確認することができるようになります。これによって、各機関間での情報連携がスムーズになり、さまざまなメリットをもたらします。

例えば、平成29年7月（予定）から、これまで申請時に必要だった住民票や課税証明書などの提出書類が減っていきます。また、社会保障給付の不正受給を防止することが可能になります。

こんな場面で  
必要に  
なります！

平成28年1月から、社会保障と税に関するさまざまな手続きでマイナンバーの記載が必要になります。

### 市役所

児童手当・介護保険・国民健康保険・後期高齢者医療・障害者手帳・生活保護・市営住宅などの手続き

### 税務署

確定申告などの税の手続き

### ハローワーク

雇用保険の資格取得や確認、給付などの手続き

この他にも、

源泉徴収票の作成や健康保険の手続きで勤務先からマイナンバーの記載が求められます。

